

第八号

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の次に定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成二十年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、病床転換支援金を納付する市町村に係る徳島県国民健康保険調整交付金の特例を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。